

競争参加者の資格に関する公示

大阪大学（箕面）教育研究施設等新営その他設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成２８年１０月２８日

国立大学法人大阪大学 総長 西尾 章治郎

記

１ 業務概要

- （１） 業 務 名 大阪大学（箕面）教育研究施設等新営その他設計業務
- （２） 業務内容 箕面団地教育研究施設等の新営その他設計業務
- （３） 履行期限 平成３０年８月３１日

２ 申請の時期

平成２８年１０月２８日午前９：００から平成２８年１１月７日午後５：００まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成２８年１１月７日以降当該業務に係る技術提案書提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

３ 申請の方法

（１） 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成２８年１０月２８日から国立大学法人施設部企画課施設経理係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

（２） 申請書の提出方法

申請者は、申請書に〇〇設計共同体協定書（４（４）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は（１）に示す申請書の交付場所に同じ。

（３） 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４ 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。

（１） 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①国立大学法人大阪大学契約規則第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。

②文部科学省における平成２７・２８年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」及び「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること。

ただし、分担業務実施方式により構成している共同体における建築関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとし、建築設備関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとする。（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

③参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までの期間に、文部科学省又は国立大学法人大阪大学から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止措置を受けていないこと。

④経営状況が健全であること。

⑤不正又は不誠実な行為がないこと。

⑥警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でない

こと。

⑦建築法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

なお、分担業務実施方式により構成している共同体のうち、建築設備関係業務のみを分担する構成員についてはこの限りではない。

⑧一級建築士の資格を有する管理技術者を当該業務に配置できること。

（2） 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により、〇〇設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、〇〇設計共同体協定書において明らかであること。

（3） 代表者要件

構成員において決定された代表者が、〇〇設計共同体協定書において明らかであること。

（4） 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4（1）②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4（1）②の認定を受けていない構成員が4（1）②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4（1）②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時【競争入札の場合は、開札の時（簡易公募型競争入札の場合には参加表明書の提出時）】までに4（1）②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 設計共同体の名称は、「〇〇・〇〇設計共同体」とする。

(2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時ににおいて、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）」（平成28年10月28日付け国立大学法人大阪大学総長西尾章治郎）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。